

# 第2次安城市環境基本計画骨子（SDGs反映）

【理想とするまち】  
**環境負荷が少なく、人と自然が共生しているまち**

【基本方針】  
 （安城市環境基本条例第8条）

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されるまち
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるまち
- (3) 人と自然との豊か触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されるまち
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られるまち
- (5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献するまち

計画の柱

**生活環境保全**

大気、水等が良好な状態にあること

**自然・都市共生**

農地、水辺地等の自然環境が保たれる適正な土地利用を行っていること

**資源循環**

廃棄物の減量、再利用、処理を適正に行っていること

**地球温暖化対策**

二酸化炭素等温室効果ガス排出量が少ない社会構造であること

**環境学習・環境行動**

市民、事業者、行政が皆主体的に単独または協働で行動していること

【基盤的目標】  
 （安城市環境基本条例第3条第2項より）

環境の保全及び創造が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた公平な役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に行われるまち